七　当会計年度の初日における職員の状況
八　前会計年度における社員総会の状況
九　前会計年度における理事会の状況
十　前会計年度における監事の監査の状況
十一　前会計年度における会計監査の状況
十二　前会計年度における社会福祉連携推進評議会の状況
十三　前会計年度における事業等の概要
十四　当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
十五　事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画
十六　その他必要な事項
（定款の変更の認可の申請）

第四十条の十三　社会福祉連携推進法人は、法第百三十九条第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の条項及びその理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して認定所轄庁に提出しなければならない。

一　定款に定める手続を経たことを証明する書類
二　変更後の定款

2　前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

3　法第百三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事務所の所在地
二　社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更
三　公告の方法
（代表理事の選定等の認可の申請）

第四十条の十四　社会福祉連携推進法人は、法第百四十二条の規定により、代表理事の選定又は解職に係る認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定所轄庁に提出しなければならない。

一　当該代表理事となるべき者の住所及び氏名
二　選定又は解職の理由

2　前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。
（所轄庁への届出等の規定の準用）

第四十条の十五　第九条（第三号を除く。）及び第十条第一項の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出等について準用する。
（公表）

第四十条の十六　法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一　法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類
二　法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

（新設）

（新設）

（新設）